令和９・１０年度　丹波篠山市 入札等参加資格審査要項
【 建設工事 】

丹波篠山市が発注する「建設工事」に係る一般競争入札、指名競争入札または随意契約に参加を希望される方は、次の要領により審査申請書類を提出してください。

申 請 期 間	令和９年１月６日（水）～令和９年１月31日（日）
（補正期間）	令和９年１月６日（水）～令和９年２月15日（月）
審査基準日	令和９年１月６日（水）
有 効 期 間	令和９年４月１日（木）～令和11年３月31日（土）

１　資格審査の申請をすることができる方

申請者は、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

1　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者

2　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による許可を受け、かつ、同法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

3　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険および厚生年金法(昭和２９年法律第１１５号)に基づく厚生年金に加入していること。ただし、各保険について法令により適用が除外とされる場合は除く。

4　丹波篠山市暴力団排除条例（平成 24 年篠山市条例第 24 号）第２条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者、またはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

6　法令により定められた法人税または所得税および消費税（地方消費税を含む。）並びに本市の市税を完納していること。

7　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項または第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者（再生手続開始の決定を受けた者について再生計画の認可の決定があった場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者を除く。）

8　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項または第２項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者について更生計画の認可の決定があった場合は、更正手続開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者を除く。）

２　電子申請システムの利用期間について

- 電子申請サイトは、期間中 24 時間利用できます。ただしメンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。
- 申請期間終了までに申請手続を完了し、申請受付書を印刷してください。なお、手続が完了しなかった申請は、申請終了後に取り消されます。

3　審査結果の通達について

・　審査結果のメールが届きますので必ず確認してください。なお、受付開始後、随時、審査・補正を行いますので、申請期間中も審査結果のメールが届きます。

4　申請書類に不備があった場合（補正期間と補正締切日）

・　申請書類に不備があり「差し戻し（補正要求)」メールを受信した場合、速やかに再申請を行ってください。
・　補正が行われず、補正期間終了までに「審査済み」とならない申請は、取り消しになります。

5　提出書類の PDF 化について

1　納税証明書、営業登録証明書等の紙資料

・スキャナーや複合機（スキャナー機能付き）を使って PDF ファイルにしてから、電子申請システムより提出してください。スキャナー等をお持ちでない場合は、コンビニエンスストア等の複合機（スキャナー機能付き）でも PDF ファイルにして、データを USB メモリ等で受け取ることができます。複合機の操作方法等については、各店舗にお問い合わせください。

2　委任状などの Excel 形式のファイル

・Excel の機能を使って PDF 化してください。
※[ファイル-名前を付けて保存]を実行し、ファイルの種類で「PDF(*.pdf)」を選択します。
Excel ブックに複数のシートがある場合は、PDF ファイルを選択し、
表示されたオプションから、ブック全体を選択すると、Excel 全体を PDF にできます。

6　電子申請を行うために必要な環境

・　インターネットが利用できる Windows パソコン
・　ブラウザ　Microsoft Edge(最新版)、または Google Chrome(最新版)
※Microsoft Internet Explorer は使用できません。
・　メールソフト
・　Microsoft Excel (2007 以降)

7　電子申請システムに関する Q&A（外部リンク）

・　電子申請システムに関するよくある質問 https://bid-entry.com/faq.html
・　操作マニュアル https://bid-entry.com/manual.pdf
・　申請の流れ(動画等) https://bid-entry.com/flow.html

書類作成の手引き【建設工事】

1　はじめに（注意）

虚偽の申告をした場合または重要な事実を申告しなかった場合は、入札等参加資格審査申請を受付しません。
審査において当該事実が判明した場合は電子申請の受付却下（今期の再申請不可）を行います。
認定後（名簿登載後）に当該事実が判明した場合（変更があったにもかかわらず変更届未提出を含む）は、丹波篠山市入札参加者指名停止基準別表第１の１に基づき指名停止の対象になる場合がありますので、十分に確認して、申請漏れ、変更届け漏れがないようにしてください。

2　申請書・様式の掲載場所

申請書および各種様式は、ホームページ上に掲載していますのでダウンロードしてください。
書類の用意が終わりましたら、電子申請サイトに進み、資料を提出します。

https://x.gd/h4Tjw

市内事業者の方で、インターネット環境がない等で電子申請が難しい場合は、
丹波篠山市管財契約課契約係(556-5569)まで、ご一報ください。

3　各提出物について

≪　≫内の数字は、別紙 提出書類一覧表の書類番号を表します。

≪１≫　一般競争入札参加資格申請書【建設工事】　様式A

◆入力について

- 背景色が水色、またはピンク色の項目を入力してください。ピンク色は必須項目です。
- エクセルの計算方法は「自動」に設定してください。
- 行の追加、削除、シートの変更などはできません。

◆同意事項等（暴力団排除条例）について

- 丹波篠山市暴力団排除条例に基づき、丹波篠山市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で入力してください。
- 申請書用 Excel ファイルの別シート「役員情報入力シート」に入力してください。受任者を設置された場合、その受任者が役員である場合は、その方の情報も入力してください。
- 申請者（法人の場合はその役員等を含み、個人の場合は支配人を含む。）が、暴力団員等に該当するか否かに関し、兵庫県警察本部に対して照会を行います。その他の目的には使用しません。

◆メールアドレスについて（電子入札用パスワード・ID 通知）

- 電子入札に参加するために必要なユーザ ID やパスワードを通知します。A.本社(店)情報(10)（受任者を設置される場合は、B.契約する営業所情報(11)）に入力されたメールアドレスに通知しますので、電子入札への参加を希望される方は、必ず入力してください。

◆業種について

- F.業種情報(3)競争参加資格希望業種表に入力できる業種は、業種の許可があることと、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書においても審査対象の業種であることとします。条件にあてはまらない業種は希望しないでください。

◆ISO 認証・障がい者雇用義務の評点加点について

1）ISO の認証を受けている場合

・G.主観的事項⑴⑵が該当項目です。ISO9000s、14000s の取得の有無を選択してください。
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P 点）に 8 点加点を希望される場合は、G.主観的事項⑵にて「有」を選択してください。(市内事業者のみ格付時に加点対象になります)

・ISO9000s、14000s 以外については「ISO 認証取得無」として取り扱います。

・提出書類については、書類番号≪17≫を確認しながら、準備してください。

2）障がい者を雇用している場合

・障がい者雇用義務達成事務所、または障がい者雇用義務がない事務所で障がい者を雇用している場合は、G.主観的事項⑶⑷が該当項目です。

・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P 点）に 8 点加点を希望される場合は、G.主観的事項⑷にて「有」を選択してください。(市内事業者のみ格付時に加点対象になります)

・詳細については、書類番号≪18≫を確認してください。

◆技術者について

- 申請書用 Excel ファイルの別シート「職員情報入力シート」に入力してください。
- 提出書類は、書類番号≪13≫≪14≫≪15≫を確認しながら、準備してください。（市内・準市内のみ）
- 有資格者コードについては、職員情報入力シートには簡易版、ホームページ上には詳細版を掲載しています。
- ① 氏名入力欄　1行目
  全事業者（市内・準市内・県内・県外)、経営管理責任者を必ず入力してください。
  建設業許可申請 第 7 号のことです。
  なお、経営管理責任者と技術者を兼務されていない場合は、氏名と生年月日のみを記入ください。
- ② 氏名入力欄　2行目以降（市内･準市内のみ）
  ・市内事業者・準市内事業者は、直接的および恒常的雇用の技術者を入力してください。
  なお準市内事業者は、受任先に所属する技術者のみ入力してください。

≪２≫　住所が「履歴事項全部証明書（登記簿謄本)」と異なることを証明する書類　　写し添付

- 書類番号≪１≫の A⑾登記上の所在地にて、登記上の所在地と「一致しない」と選択された場合、それが証明できる書類を添付してください。（開業届・賃貸借契約書・公共料金の請求書等）

≪３≫　代表者身分証明書　　写し添付

- 法人は、「履歴事項全部証明書（登記簿謄本)」を法務局で交付を受けてください。
- 個人は、「身分証明書」を本籍地の市区町村で交付を受けてください。

≪４≫　印鑑（登録）証明書　　写し添付

- 法人は、代表者の「印鑑証明書」を法務局で交付を受けてください。
- 個人は、代表者本人の「印鑑登録証明書」を在住の市区町村で交付を受けてください。

≪５≫　使用印鑑届　　様式D

- 使用印鑑届の「使用印鑑」欄は、入札、見積り、契約締結並びに代金の請求および受領などの取引行為に使用する印鑑を押印してください。代表者が実印を押して自ら取引する場合は実印を、実印を使用しないで別に取引行為に使用する印鑑を定めている場合はその印鑑を押印してください。
- 使用印は、いずれも役職名または氏名が表示されたものにしてください。

≪６≫　委任状　　様式Ｅ

・ 代表者以外の者（支店長、営業所長等）を受任者として、その者の氏名で本市と契約を締結する場合に添付してください。その場合、委任状に記載している内容の一切の権限を受任者に委任することとなります。例えば、契約締結のみ本社で行いたい等の事情があれば、受任者の設置はできません。
・ 受任者は、建設業法施行令第３条に規定する使用人であることが必要です。
・ 委任期間は、令和９年４月１日から令和11年３月３１日までです。

≪７≫　納税証明書　　写し添付

A. 市外事業者の方

・ 法人は、国税（法人税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の３」を添付してください。
・ 個人は、国税（所得税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の２」を添付してください。

B. 市内･準市内事業者(丹波篠山市に納税義務のある方)

・ 法人は、国税（法人税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の３」と、丹波篠山市が課税した法人市民税・法人県民税・固定資産税・軽自動車税の未納が無い証明書（「滞納なし証明書」または「完納証明書」）を添付してください。
・ 個人は、国税（所得税、消費税および地方消費税）の「納税証明書 その３の２」と、丹波篠山市が課税した市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の未納が無い証明書（「滞納なし証明書」または「完納証明書」）を添付してください。

		市外事業者	市内・準市内事業者	証明書の種別
法人	法人税 消費税および地方消費税	○	○	「納税証明書 その３の３」 ※税務署または e-TAX 発行
法人	法人市民税 法人県民税 固定資産税 軽自動車税	×	○	「滞納なし証明書」または「完納証明書」 ※丹波篠山市(税務課または各支所)発行
個人	所得税 消費税および地方消費税	○	○	「納税証明書 その３の２」 ※税務署または e-TAX 発行
個人	市県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税	×	○	「滞納なし証明書」または「完納証明書」 ※丹波篠山市(税務課または各支所)発行

※準市内：市内に支店・営業所を有する事業者

≪8≫　誓約書　　様式Ｆ

・ 誓約書に書かれた内容を確認の上、入力してください。

≪9≫　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）　　【最新のもの】写し添付

・ 経審の有効期限内（経審の審査基準日から１年７か月内）のもので、かつ最新のものを添付してください。
・ 申請時に、最新の経審が届いていない場合は、現在お持ちの「最新の経審」と合わせて、「経営状況分析終了通知書」または「経営規模等評価申請書（受理機関の受理印が押されたもの）」添付してください。

≪10≫　建設業許可証明書または建設業許可通知書　　【最新のもの】写し添付

・ 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に基づく建設業許可証明書の写しを添付してください。
・ 申請時に建設業の許可を更新中の場合は、更新中の証明となるもの（受理機関の受理印が押されたもの）を添付してください。なお、更新後の証明書が発行され次第、同年４月１日以降にインターネット申請専用サイト「BID-ENTRY」にアップロードして提出してください。

受任者を設置する場合

≪11≫　営業所一覧表　　【最新のもの】写し添付

・　建設業許可申請 第１号 別紙２のことです。

≪12≫　工事経歴書　　【最新のもの】写し添付

・　建設業許可申請 第２号のことです。
・　本申請で希望する業種に関する写しを提出してください。

市内・準市内のみ

≪13≫　専任技術者一覧表　　【最新のもの】写し添付

・　専任技術者一覧表は、建設業許可申請 様式第１号 別紙４のことです。写しを添付してください。

市内・準市内のみ

≪14≫　技術者の資格を証明する書類　　【最新のもの】写し添付

・　書類番号≪１≫の「職員情報入力シート」で入力順に、次の必要資料を添付してください。

① 主任技術者を証明するもの

（例）資格者証の写し、実務経験証明書（様式H-1)、

② 監理技術者を証明するもの

（例）監理技術者資格者証の写しおよび講習修了証の写し、指導監督的実務経験証明書（様式 H-2）

市内・準市内のみ

≪15≫　技術者の雇用関係を証明する書類　　【最新のもの】写し添付

・　書類番号≪１≫の別シート「職員情報入力シート」で入力された技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる以下のいずれかの資料を添付してください。
直接的な雇用関係とは、所属する建設事業者と第三者の介入する余地のない雇用関係を指します。
恒常的な雇用関係とは、所属する建設事業者と３か月以上の雇用関係を指します。
・　退職者がおられる場合は、該当部分に、赤字で取消線と退職年月日を記入してください。
・　雇用主（本社（店）代表者等）が技術者の場合は不要です。

○ 所属する建設事業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類

（以下のいずれかの書類を提出してください。）

・監理技術者資格者証の写し（表・裏）
・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書の写し
・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
・所属会社の雇用証明者の写し（※）

※原則、雇用証明書（指定様式）によるものとします。
根拠資料は提出不要ですが、内容に疑義があるときは別途資料の提出を求める場合があります。

≪16≫　丹波篠山市指定給水装置工事事業者指定証　　写し添付

・　書類番号≪１≫の F(4) 給水装置工事事業者指定証 で、「有」を選択された方は、有効期限が申請日を含んでいる「丹波篠山市指定給水装置工事事業者指定証」の写しを添付してください。

≪17≫　ISO の取得状況　　【最新のもの】写し添付

・　ＩＳＯ認証（ISO9000s または ISO14000s）を受けている場合は、ＩＳＯ認証取得登録証を添付してください。「付属書」がある場合はその写しも添付してください。
・　登録を希望する営業所（本店・支店等）が認証されていることが必要です。
・　認証・登録期間に申請日が含まれていることを確認してください。

≪18≫　障害者の雇用状況　　【最新のもの】写し添付・様式Ｉ

障害者を雇用している場合は、下記のとおり書類を添付してください。

①　ハローワークへ「障害者雇用状況報告書」の報告義務があり、実雇用率を達成している企業

・　報告義務があり、かつ実雇用率が「2.5%」を達成している場合は、申請日の年度中にハローワークに提出された「障害者雇用状況報告書」の写しを添付してください。
・　報告義務の対象となる企業とは、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン（厚生労働省）」に、記載されています。
・　実雇用率とは、障害者雇用率制度で定められているものであり、「障害者雇用状況報告書」の「⑬ 実雇用率」の数値(%)をさします。

②　①以外で障害者を雇用している場合

・　報告義務がない場合、または報告義務があって実雇用率が「2.5%」を達成してない場合は、現に障害者を恒常的に雇用していることを条件とします。
・　恒常的とは、３か月以上が雇用あることとします。
・　上記を満たす場合、「障がい者雇用状況報告書（丹波篠山市：建設工事関係）」（様式Ｉ）を添付してください。

◆　注意事項

電子申請の添付ファイルについて

・　各書類を PDF ファイルで提出する場合、１項目につき １つのファイルしかアップロードできません。書類が複数ページにわたる場合は １つのファイルにまとめて提出してください。
・　公的機関等が発行する証明書等は、電子発行されたものでも構いません。
・　公的機関等が発行する証明書等については、特に期間を指定するものを除き、また前回提出からの変更の有無に関わらず、審査基準日前３ヵ月以内の発行したものを提出してください。
・　公的機関等が発行する証明書等のうち有効期限があるものについては、前回提出からの変更の有無に関わらず、その有効期限内に入札等参加資格審査申請日が含まれているものを提出してください。

電子入札システムについて

・　丹波篠山市の『電子入札利用者登録』未対応の方は、電子入札利用者登録の手続きを行ってください。
https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj
・　電子入札に参加するための ID とパスワードは、３月頃に通知するメールが届き次第、ご確認後**必ず**ログイン確認をしてください。
・　原則として丹波篠山市の入札は、電子入札で執行します。また、電子入札で執行する案件については、入札を通知する時点で市への電子入札の利用登録がある事業者を指名します。

申請内容変更（変更届）について

・ 変更届の受付は、同年４月１日以降に今回の申請で使用した電子申請サイトで行います。詳しくは後日、市のホームページ上でお知らせします。

・ 申請内容に変更が生じた場合は、直ちに提出してください。

◆市内工事事業者におかれましての注意事項

・ 最新の結果通知書（経審）は、上期格付け（基準日４月１日）と下期格付け（基準日１０月１日）に間に合うよう、最新のものを受理され次第、直ちに提出してください。

・ 技術者の変更、業種の変更も、速やかに変更届を提出してください。